

本奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。

令和6年度から

## 「留学時特別増額貸与奨学金」(一時金)のご案内

留学を開始した月に、国内貸与奨学金(月額)に併せて一時金が増額貸与される奨学金です。  
短期留学プログラムごとに、申請することができます。



### Q. 対象者は？

国内の大学等及び大学院に在学中で、奨学金(第一種奨学金又は第二種奨学金)の貸与を受けている奨学生が対象です。条件を全て満たす必要があります。詳しくは、下記条件をご覧ください。

### Q. 受付期限はいつですか。

留学後3か月以内に必要書類を提出してください。

※ 留学後3か月以内

※大学から日本学生支援機構への提出期限です。  
学生から大学への書類提出期限は  
大阪大学ウェブサイトで確認してください。

### Q. 貸与金額を教えてください。

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できます。

### ■申込み条件・・・

以下の①～③を全て満たすことが必要です。

#### ① 国内の大学等及び大学院に在学中で、貸与中(第一種又は第二種奨学金)の奨学生

- ※ 留学開始年月において、振込中であること(休停止中は、申込資格はありません)。
- ※ 高等専門学校1～3年生は、「留学時特別増額貸与奨学金」の貸与対象外です。

#### ② 海外の大学等・大学院に、以下のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等

- ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること(派遣留学、交換留学)
- イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること(認定留学)
- ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学(研究留学)で、国内在籍校長が有意義と認めた留学であること

#### ③ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み審査の結果、融資を受けられなかつた世帯の学生等

- ※「国の教育ローン」の審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

**制度概要** ○奨学金の種類: 第二種奨学金(有利子) ○貸与始期: 留学開始年月 ○利率: 増額貸与利率が適用  
○保証制度: 国内貸与奨学金と同じ ○振込口座: 国内貸与奨学金と同じ ○奨学生番号: 新たに奨学生番号を付与します

申込書等は、在学する国内の大学等にお問い合わせください。

#### 提出書類

- 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」
- 留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)
- 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した  
日本政策金融公庫発行の通知文のコピー